

建築物エネルギー消費性能基準

建築物エネルギー消費性能基準とは、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）（通称 建築物省エネ法）」第 2 条第 1 項第 3 号に定める基準です。同基準には、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備について、住宅の窓や外壁などの外皮性能及び設備機器等の一次エネルギー消費量に関する事項が定められています。

（参考）建築物エネルギー消費性能基準の適合確認方法

1 外皮性能基準における判断方法

建築物エネルギー消費性能基準における外皮性能基準の判断方法には、断熱等性能等級の判断方法として用いられている標準計算法と仕様基準以外に、住棟評価法、簡易計算法及びフロア入力法があります。

判断方法	概要	適用	
		一戸建て	一戸建て以外※
標準計算法	評価対象住戸の外皮面積を用いて外皮平均熱貫流率等を算出し、基準の適否を判断	○	○
仕様基準	評価対象住戸の仕様（窓、断熱材等）により、基準の適否を判断	○	○
簡易計算法 （モデル住宅法）	評価対象住戸の外皮面積を用いずに外皮平均熱貫流率等を算出し、基準の適否を判断	○	—
住棟評価法	住戸ごとの外皮平均熱貫流率等の住棟全体における平均値を算出し、基準の適否を判断	—	○
フロア入力法	フロアごとの仕様により住棟単位外皮平均熱貫流率等を算出し、基準の適否を判断	—	○

※ 連続建て、重ね建て又は共同建ての住宅

2 一次エネルギー消費量に関する基準における判断方法

建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準の判断方法には、一次エネルギー消費量等級の判断方法として用いられている標準計算法と仕様基準以外に、簡易計算法及びフロア入力法があります。

判断方法	概要	適用	
		一戸建て	一戸建て以外※
標準計算法	評価対象住戸の外皮面積を用いて算出した外皮平均熱貫流率等により、設計一次エネルギー消費量を計算し、基準の適否を判断	○	○
仕様基準	評価対象住戸の仕様（設備機器の種類、効率等）により、基準の適否を判断	○	○
簡易計算法 （モデル住宅法）	評価対象住戸の外皮面積を用いずに外皮平均熱貫流率等を算出し、設備機器等の種類を基に、基準の適否を判断	○	—
フロア入力法	フロアごとの仕様により住棟単位の一次エネルギー消費量を算出し、基準の適否を判断	—	○

※ 連続建て、重ね建て又は共同建ての住宅

3 各種計算ツール等の入手先

- ・外皮計算用 Excel（一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ）
<https://www2.hyoukakyokai.or.jp/seminar/gaihi/>
- ・外皮計算・一次エネルギー消費量計算 Web プログラム（国立研究開発法人建築研究所ホームページ）
<https://house.lowenergy.jp/>
- ・モデル住宅法 簡易計算シート※（国立研究開発法人建築研究所ホームページ）
https://house.lowenergy.jp/exelsheet_simple.html
- ・フロア入力法 簡易計算シート（国立研究開発法人建築研究所ホームページ）
<https://www.kenken.go.jp/becc/house.html#2-2>

※ モデル住宅法の簡易計算シートは、2021 年 3 月以前に公開されていた試行版では【フラット 3 5】の申請には利用できません。